

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月24日認可した。

平成20年3月28日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山階塩辛地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）庄笠屋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）道福寺菰池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）三井東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）堀江大畠地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三井下長井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）庄中条地区